

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(6) 地下水汚染対策の推進

② 地下水汚染の未然防止のための事業場監視・指導

(1) 事業目的

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行（平成24年6月1日）に伴い、有害物質※1による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

(2) 取組状況

県では、有害物質を使用・貯蔵等する事業場等に対して立入検査を実施し、各種基準の遵守状況等を監視しています。令和3年度は、延べ21（2）件の立入検査を実施した結果、排水基準違反はありませんでした。※（ ）は松江市実施分

なお、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する点検の実施・点検記録の保存、排水に係る自主測定の実施・測定結果の保存等については、文書等により行政指導を行っており、今後も該当事業場における各種基準の遵守状況等を監視し、施設の適正な維持管理について指導を継続します。

《用語解説》

※ 有害物質

規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目（平成25年6月現在）です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379